第五項　報告及び評価

第四次ＭＩＦ管理協定第五条第二項(a)の規定に従って提出される年次報告は、拠出国委員会が承認した時に銀行の理事会に送付される。同委員会は、この協定の効力発生の日から四年を経過する日までに、及びその後は少なくとも五年ごとに、この協定の目的及び任務に照らして基金の成果を検討するため、基金の資金を用いて、銀行の評価監査事務局又は同委員会が適当と認める場合には他の評価者による独立した評価が行われるよう要請することができる。この評価には、関連性、実効性、効率性、革新、持続可能性、補完性等の側面に関する基準及び指標に基づいて行われる事業計画群の成果の評価並びに同委員会が承認した勧告の実施に係る進捗状況が常に含まれる。拠出国は、評価が行われた後の次の銀行の総務会の年次会合までに、このような独立した評価について審議するために会合する。

第五条　この協定の有効期間

第一項　効力発生

この協定は、付表Ａに掲げる第四次ＭＩＦに対する新規拠出の総額の少なくとも六十パーセントを代表する拠出予定国が受諾書及び拠出証書を寄託した日に効力を生ずる。これにより、第三次ＭＩＦ設定協定は、この協定として再度表明されるものとし、第三次ＭＩＦの全ての資産及び債務は、第四次ＭＩＦによって規律される。

第二項　この協定の有効期間

この協定は、この協定の効力発生の日から七年の期間効力を有するものとし、その有効期間を追加的に七年までの間更新することができる。拠出国委員会は、当初の有効期間又は更新期間の終了に先立ち、その期間を更新して基金の業務を延長することの適否につき銀行と協議する。その際、同委員会は、拠出国の三分の二以上であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決により、合意された更新期間につきこの協定を延長することができる。この協定の有効期間の更新は、純益移転の予定期間を延長するものではない。

第三項　銀行又は拠出国委員会による終了

この協定は、銀行が憲章第十条の規定に基づいて自己の業務を停止し、又は終了する場合には、終了する。この協定は、銀行が第四次ＭＩＦ管理協定第六条第三項の規定に基づいて第四次ＭＩＦ管理協定を終了する場合にも、終了する。拠出国委員会は、拠出国の三分の二以上であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決により、いつでもこの協定の終了を決定することができる。

第四項　基金の資産の分配

拠出国委員会は、この協定の終了に当たり、銀行に対し、基金の全ての債務を履行し、又は履行する用意を行った後に資産を拠出国に分配するよう指示することができる。残余の資産の分配は、前条第四項の規定に基づく各拠出国の投票権数の割合に比例して行われる。約束手形又は類似の証券の未償還残高は、当該約束手形又は類似の証券による支払が基金の債務を履行するために必要とされない範囲で、取り消される。上記のほか、同委員会は、銀行の総務会と協議の上、基金の目的に適合する別の目的のために、資産を再配分することを決定することができる。

第六条　一般規定

第一項　新たな拠出国のこの協定への参加

(a)　付表Ａに掲げられていないいずれの銀行の加盟国も、この協定に参加することができる。このような国は、(i)拠出国委員会によって承認される額、期日及び条件（その承認に関する同委員会の決定は、拠出国の三分の二以上であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決で行う。）で受諾書及び拠出証書を寄託すること又は(ii)純益移転に関連するこの協定への参加の書簡を寄託することにより、この協定に参加し、及び拠出国となることができる。

(b)　銀行の非加盟国によるこの協定への参加は、拠出国委員会が定めることができるその他の条件（同委員会への参加及び代表者の任命に関するものを含むが、これらに限定されない。）に従う。

第二項　改正

(a)　拠出国委員会は、この協定を改正することができる。その改正に関する同委員会の決定は、拠出国の三分の二以上であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決で行う。この項の改正、拠出国の責任の限度に関する次項の改正、拠出国の財政上の義務その他の義務を増大させる改正又は前条第三項の改正には、全ての拠出国の承認を必要とする。

(b)　(a)の規定にかかわらず、この協定に基づく拠出国の既存の義務を増大させる改正又は拠出国の新たな義務を伴う改正は、書面により銀行に対してその受諾を通告した各拠出国について効力を生ずる。

第三項　責任の限度

基金の業務において、銀行の支払責任は、基金の資金の額（基金の準備金がある場合には、基金の資金の額に当該準備金の額を加えた額）を限度とし、また、拠出国としての拠出責任は、払込義務が生じている自国の拠出額の未払込部分を限度とする。

第四項　脱退

(a)　いずれの拠出国も、条件付拠出又は無条件拠出に基づく全ての払込みを行った後、銀行の主たる事務所に対して書面による自国の脱退の意思の通告を送付することにより、この協定から脱退することができる。その脱退は、当該通告に明記する日に最終的に効力を生ずるが、当該脱退の効力発生は、いかなる場合にも、当該通告が銀行に送付されてから少なくとも六箇月後でなければならない。もっとも、拠出国は、脱退が最終的に効力を生ずる前は、いつでも、書面により銀行に対して脱退の意思の通告を取り消すことを通告することができる。

(b)　拠出国は、この協定から脱退した場合においても、その脱退の通告が効力を生ずる日前に有効であったこの協定に基づく当該拠出国の全ての義務について引き続き責任を負う。

(c)　第四次ＭＩＦ管理協定第七条第七項の規定に基づき債権及び債務を決済するための銀行と拠出国との間の取極の締結は、拠出国委員会の承認を条件とする。

第五項　付表Ａの拠出国

この協定の他の規定にかかわらず、付表Ａに掲げる全ての国は、この協定の効力発生の日にこの協定に基づいて拠出国に与えられる待遇を享受する。

以上の証拠として、ひとしく正文である英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語によりこの協定を作成した。この協定は、銀行に寄託する。銀行は、その認証謄本をこの協定の付表Ａに掲げる拠出予定国に送付する。

二千二十四年三月十日にドミニカ共和国のプンタカナで作成した。

付表Ａ（＊＊）　第四次多数国間投資基金に対する拠出予定国の拠出割当額（注１）

注１　この協定の定めるところにより、付表Ａは、第三次ＭＩＦ設定協定に参加しており、かつ、第六条第五項の規定に基づいて拠出国としての地位を維持する拠出国を含む。

＊＊　追加の拠出誓約がこの協定の効力発生の日前に行われる場合（文書第ＡＢ－三三九九号及び第ＣＩＩ／ＡＢ－一六八五号の附属書一による。）又は個別的追加拠出がこの協定の効力発生の日以後に行われる場合（第二条第一項(d)の規定による。）には、付表Ａは、これらの追加の拠出に係る誓約が反映されるよう更新され、この協定の効力発生の日後に参考のため拠出国委員会並びに銀行及びＩＩＣの総務会に配布される。この場合には、更新されたものを付表Ａの最新版とみなす。

国　名	拠出額の合衆国ドル相当額（注２）	
アルゼンチン	一二、四五〇、五九二・八九	（＊）
バハマ	二、〇七五、〇九八・八一	
バルバドス	二、〇七五、〇九八・八一	
ベリーズ	六九一、六九九・六〇	（＊）
ボリビア	二、〇七五、〇九八・八一	（＊）
ブラジル	一二、四五〇、五九二・八九	（＊）
カナダ	二、二一八、一二四・四四	